

# 入間市スポーツ賞表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、市内在住・在勤・在学するものの中から、入間市スポーツ協会（以下「本会」という。）が本会会則第4条に基づいて行うスポーツ賞の表彰に関して、必要な事項を定めるものとする。

(スポーツ賞の種類)

第2条 スポーツ賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
- (2) 優秀選手賞
- (3) 優秀団体賞

(選考基準)

第3条 スポーツ功労賞は、45歳以上の者で入間市スポーツ協会に加盟してから10年以上役員として在籍し、スポーツの振興に著しく功績があり、次の号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 多年にわたりスポーツの指導に精励し、著しく功績があり、他の模範であるもの。
- (2) 地域におけるスポーツの育成、発展に寄与しているもの。
- (3) 加盟団体の発展に努力しているもの。

2 優秀選手賞及び優秀団体賞は、一般又は学徒の運動選手（個人及び団体）で、特に優秀な技量を発揮して他の模範と認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県大会で優勝した個人及び団体
- (2) 全国的な規模で開催された大会で優秀な成績をおさめた個人及び団体
- (3) 国際大会又は国際試合に日本代表として参加したもの
- (4) 国民体育大会に出場した個人及び団体

3 前項第1号から第3号において、「大会」とは公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本レクリエーション協会又はその協会に加盟する団体が主催した大会をいう。

(候補者の推薦)

第4条 スポーツ賞の候補者については、入間市スポーツ協会加盟団体の長及び小中学校長等が、別紙様式に必要事項を記載して、入間市スポーツ協会の会長に推薦するものとする。

(選考)

第5条 スポーツ賞の選考は、前条により候補者として推薦された者の中から、入間市スポーツ賞選考委員会において審査し、決定するものとする。

(スポーツ賞選考委員会)

第6条 スポーツ賞選考委員会は、入間市スポーツ協会の会長が指名する委員をもって組織する。

(会議)

第7条 スポーツ賞選考委員会は、必要に応じて開催し、入間市スポーツ協会の会長が議長となる。

(表彰)

第8条 スポーツ賞の表彰は、原則として毎年度末に行うものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年度の体育賞の表彰から適用する。

附 則

この規程は、平成28年度の体育賞の表彰から適用する。

附 則

この規程は、平成30年度の体育賞の表彰から適用する。

附 則

この規程は、令和元年度の体育賞の表彰から適用する。

附 則

この規程は、令和2年度の体育賞の表彰から適用する。

附 則

この規程は、令和3年度のスポーツ賞の表彰から適用する。

# スポーツ賞表彰規程取扱内規

- 1 スポーツ功労賞の表彰区分は、次の2種類とする。
  - (1) ゴールド賞  
ゴールド賞は、シルバー賞の表彰を受けてから15年以上経過し、また現役役員であり、選考委員会が特に必要と認めた者。
  - (2) シルバー賞  
シルバー賞は、過去に表彰を受けていない者。
- 2 優秀団体賞は団体のみを表彰し、優秀選手賞としては表彰しないものとする。  
ただし、団体が入間市内に存在しない場合にあつては、その団体構成員のうち市内在住者を個人と扱い、優秀選手賞として表彰するものとする。
- 3 優秀選手賞及び優秀団体賞の選考基準のうち、「全国的な規模で開催された大会で優秀な成績をおさめた個人及び団体」とは、以下のとおりとする。
  - (1) 関東大会 1位～3位
  - (2) 全国大会 入賞
  - (3) 優秀団体賞は、出場種目に定められた登録人員の範囲とする。
- 4 表彰の方法については、以下のとおりとする。
  - (1) スポーツ功労賞については、賞状とメダルを授与する。
  - (2) 優秀選手賞については、賞状とメダルを授与する。
  - (3) 優秀団体賞については、団体に賞状、個人にメダルを授与する。
- 5 入間市スポーツ賞選考委員会の委員として指名する者は、以下の職にあるものとする。  
入間市スポーツ協会の正副会長及び正副理事長、各地区スポーツ・体育協会の会長、入間市スポーツ推進委員協議会の正副会長、入間市スポーツ推進審議会の正副会長、入間市小学校体育連盟の会長及び理事長、入間市中学校体育連盟の会長及び理事長、入間市長及び健康推進部長
- 6 表彰規程第1条中「市内在住」及び取扱内規2のただし書き中、「市内在住者」とは入間市内に住民票を置く者であつて、推薦書に記載された住所において判断するものとする。

附 則

この内規の2ただし書き及び6については、令和2年度の体育賞の表彰から適用する。

附 則

この内規は、令和3年度のスポーツ賞の表彰から適用する。